

監査公表第29号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年3月11日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 下江洋行

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
建設部

土木課、用地開発課、都市計画課、鳳来総合支所地域課・作手総合支所地域課の建設部関係事務

第3 監査に当たった監査委員
近藤隆、下江洋行

第4 監査の期間
令和元年12月17日～令和2年3月11日

第5 監査の方法
令和元年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

建設部

【土木課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

意見

平成25年の道路法改正に伴い5年に1回、近接目視を基本とする橋梁点検が義務化され、委託により計画的点検を実施してきたが、本年度から一部直営で行うようになった。点検業務委託と直営の基準を策定するとともに、点検に携わる職員の安全確保、業務手順書の整備を図りたい。

【用地開発課】

意見

新城市土地開発公社補助金交付要綱第2条では、「補助対象経費は、公社の健全な業務の運営を確保するために必要な経費」とされている。抽象的な表現であるので要綱の見直しを検討されたい。

【都市計画課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

意見

無料耐震診断数が伸び悩んでいる。耐震改修工事の促進に併せて、耐震シェルターの設置についても推進されたい。